

控除額の改正

平成29年度税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除の見直しが行われ、控除額が改正されました。

この改正は、平成30年分(平成31年度の申告分)から適用されます。

(1)配偶者控除

控除対象配偶者または老人控除対象配偶者を有する納税義務者について適用する配偶者控除の額は次のとおりです。なお、合計所得金額が1千万円を超える納税義務者については、配偶者控除の適用はできません。

Table with 3 columns: 納税義務者の合計所得, 控除額 (配偶者, 老人控除対象配偶者). Rows show income brackets from 900万円以下 to 1,000万円以下.

(2)配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下(改正前:38万円超76万円未満)とし、その控除額は次のとおりです。なお、改正前の制度と同様に、合計所得金額が1千万円を超える納税義務者については、配偶者特別控除の適用はできません。

問 課税課市民税担当

TEL 06・6992・1456

固定資産税の特例措置

土地に対する固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在、住宅の敷地となっている住宅用地であれば、特例措置により軽減されます。

賦課期日現在、住宅を建て替え中の場合でも、前年度の賦課期日における建て替え前の住宅の所有者が同じで、建て替え後の翌年度の賦課期日における住宅の所有者であることなど、一定の要件を満たすと申告により軽減対象となります。

問 課税課資産税担当

TEL 06・6992・1474

「存知ですか」固定資産税・都市計画税(家屋の減失)

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人に課税されます。

年の途中で家屋を取り壊した場合、速やかに法務局で減失登記申請をしてください(後日、申請内容が市へ通知されます)。

登記していない(未登記家屋)場合は、取り壊し後に連絡してください。1月1日までに取り壊した場合は翌年度から、1月2日以降に取り壊した場合には翌々年度から、固定資産税に反映されます。

問 課税課資産税担当

TEL 06・6992・1456

市税の休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用してください。

休日 12月17日(日)9:00~13:00

場・問 納税課 TEL 06-6992-1852~1854

大阪府からのお知らせ

府では、12月を「税収確保重点月間」と定め、府内の市町村と連携し、滞納者に対する徹底した催告や財産の差し押さえなどを行うことで、納期内に納税した人との公平性を確保します。

問 大阪府北河内府税事務所 TEL 072・844・1331

市税は納期内に納付を

固定資産税・都市計画税の第1~4期分、個人市民税・府民税(普通徴収分)の第1~3期分および軽自動車税を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が加算されます。

また、個人市民税・府民税(普通徴収分)の第4期分の納期は12月25日(月)です。近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納付をお願いします。なお、口座振替(自動払込)を利用してはいる人は、預金残高を確認してください。病気や失業などの理由で納付が困難な場合は、納期限までに納税課まで連絡してください。

注 納付できる資力があってもかわらぬ納付がない場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し差し押さえ、公売などを行う可能性があります。

納付には便利な口座振替(自動払込)

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付には、便利な口座振替(自動払込)を利用してください。

問 納税課

TEL 06・6992・1851~1854

還付金詐欺に注意

市民の皆さんに対し、保険課職員を名乗る者から「還付金が発生している」とコンビニなどのATMに誘導し、預金を引き出すとする電話が頻発しています。

市では、還付金などの手続きで市民の皆さんに直接電話をかけた後、ATMの操作をお願いすることは絶対ありません。こういった不審な電話があった場合は、絶対に手続きに応じないようお願いいたします。

問 保険課給付係

TEL 06・6992・1545

求む 介護人材

くすのき広域連合生活援助サービス従事者研修

くすのき広域連合では、平成29年4月から、要支援者・事業対象者に対する介護保険の訪問サービスの一つとして、訪問介護員(ホームヘルパー)に加えて、研修修了者が生活援助サービス(掃除・洗濯・買い物・調理など)を提供する、「訪問型サービスA(緩和型)」を実施しています。

介護の仕事に興味のある人、この研修を受けて身近な介護の事業所で働いてみませんか。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 夜間・休日納付相談. Includes schedule (夜間: 12月18日・19日・21日・22日; 休日: 12月24日) and contact info (TEL 06-6992-1537-1545).



注 この研修は介護職員初任者研修ではありません。

また、介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、旧訪問介護員3級修了者、他市町村の生活援助サービス従事者研修受講修了者は受講不要です。

時 1月29日(月)・30日(火) いずれも午前9時30分~午後4時30分

対 2日間受講可能な人で①くすのき広域連合域内(守口市・門真市・四條畷市)に在住の人②くすのき広域連合の指定を受けた訪問型サービスA(緩和型)事業所に従事する人または従事する予定のある人のいずれか。

場 市役所1階南エリア会議室106

注 駐車場のスペースは限られていますので、公共交通機関で参加してください。

定 40人

申・問 1月26日(金)までに、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団「くすのき広域連合生活援助サービス」に従事者研修事務局へ電話

TEL 072・724・8167

備 平日午前9時15分~午後6時(祝日を除く)

問 ぐすのき広域連合事業課

TEL 06・6995・1515

問 高齢介護課(くすのき広域連合守口支所)

TEL 06・6992・2180